

## 貸借対照表

(平成18年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>105,458</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>75,247</b>
現金及び預金	28,234	買掛金	44,215
売掛金	49,442	未払費用	146
製品	1,804	短期借入金	30,000
原材料	813	未払法人税等	89
前渡金	11,638	預り金	49
繰延税金資産	11,757	賞与引当金	200
その他	1,966	その他	546
貸倒引当金	△200		
<b>固 定 資 産</b>	<b>31,217</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>75,247</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,973</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
工具器具備品	1,973	<b>株 主 資 本</b>	<b>61,427</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>25,493</b>	<b>資 本 金</b>	<b>40,000</b>
ソフトウェア	247	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>20,000</b>
映像コンテンツ	25,246	資本準備金	20,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,750</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,427</b>
敷金	3,439	利益準備金	2,510
繰延税金資産	311	繰越利益剰余金	△1,082
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>61,427</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>136,675</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>136,675</b>

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(平成17年10月1日から  
平成18年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		252,374
売 上 原 価		195,575
売 上 総 利 益		56,798
販売費及び一般管理費		84,006
営業利益(損失)		△27,208
営業外収益		
受 取 利 息	2	
雑 収 入	0	3
営業外費用		
雑 損 失	2	2
経常利益(損失)		△27,206
特 別 損 益		—
税引前当期純利益(損失)		△27,206
法人税、住民税及び事業税	129	
法人税等調整額	△8,693	△8,563
当期純利益(損失)		△18,642

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製 品……個別法に基づく原価法

原 材 料……最終仕入原価法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無 形 固 定 資 産

自社利用目的の……社内における見込利用可能期間（5年）に基づく  
ソフトウェア……定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 消費税及び地方消費税の処理方法

税抜方式によっております。

## 2. 会計処理の変更

### (1) 役員賞与に関する会計基準

役員賞与は、従来、利益処分による利益剰余金の減少として処理していましたが、当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)に基づき、発生時に費用処理しております。これにより、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に影響はありません。

### (2) 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。

なお、該当する固定資産がないため営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に影響はありません。

### (3) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は61,427千円であります。